

長 幼 児 号 外
令和2年4月17日

保護者 様

長崎市こども部幼児課
課 長 町田 久幸
(公 印 省 略)

緊急事態宣言後の保育所等の利用並びに登園自粛期間及び自粛期間中の保育料の 日割り計算について（お願いとお知らせ）

保護者の皆様におかれましては、平素から本市の保育・教育行政にご協力いただき、誠にありがとうございます。

さて、令和2年4月16日付で、全ての都道府県が新型コロナウイルス感染症拡大予防に伴う緊急事態宣言の対象とされ、県から市に対し保育の提供等を縮小して実施することを検討するよう依頼がありました。

また、長崎市内においても新型コロナウイルス感染症の感染例が確認され、市立の小学校、中学校、高等学校については、4月22日から5月6日まで臨時休業とすることとしております。

保育所・認定こども園等については、保護者の方が就労され、家に一人であることができない年齢のお子様を利用するものであることから、臨時休業の要請の対象外となっておりますが、**感染防止のため、ご家庭でお子様と一緒に過ごすことができる皆様におかれましては、登園を控え、ご家庭でお過ごし頂きますよう、ご協力をお願い申し上げます。**

また、登園自粛の期間及び自粛期間中に欠席したお子様の利用者負担額（保育料）の取扱いについて次のとおりといたしますので併せてお知らせいたします。

1 登園自粛要請期間

市立小学校・中学校・高等学校の臨時休業期間、及び市内で新型コロナウイルス感染症の感染例が確認されたことを踏まえ、**令和2年4月16日から5月6日まで**とします。今後の新型コロナウイルス感染症の拡大状況によっては、再度要請する場合があります。

2 利用者負担額の日割り計算

上記1の登園自粛期間中の利用者負担額については、出席日数分のみの日割り計算とします。欠席理由は問いません。

（対象者）0・1・2歳児クラスで利用者負担額がかかっている児童のうち期間中欠席した者

（計算式）4月（5月）分：利用者負担額（月額）× 4月（5月）の出席日数 ÷ 25

※10円未満の端数切捨て

利用者負担額は、一旦お支払いいただき、登園自粛期間中の欠席日数に応じて還付します。